

令和2年度群馬県やま・さと応援隊活動調査

業務委託仕様書

1 委託業務名

群馬県やま・さと応援隊活動調査業務委託

2 業務の目的

中山間地域等の農業・農村は、私たちの生活を支え潤す多面的な機能を有しており、将来にわたり保全していく必要がある。

しかしながら、中山間地域等は平坦地に比べて農業生産条件や生活条件が不利なことから、過疎化や高齢化が進展して農地等の荒廃が進み、多面的機能の保全を担ってきたこれら地域の機能低下が懸念されている。

そこで、「群馬県やま・さと応援隊活動調査実施要領（令和 2 年 3 月 13 日付け農整第 302879-38 号）（以下「実施要領」という。）」に基づき、若々しい視点や行動力、高い教養や専門性を持つ県内の大学や短期大学（以下「大学等」という。）から企画提案を募集し、優れた提案をした大学等に「やま・さと応援隊」として業務委託し、中山間地域等の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から契約締結年度の 2 月末日まで

4 活動地域

実施要領別表に示す群馬県内の中山間地域等の市町村または集落

5 業務の内容

(1) 調査活動の実施

ア 中山間地域等の地域資源を再評価し、地域の活性化への道筋を示すための次の各号のいずれかに該当する活動を行うこと。

（ア）農業生産活動の継続に向けた地域資源の発掘や新たなメニューの提案

（イ）グリーン・ツーリズムや農泊など都市農村交流に向けた体験プログラムの提案

（ウ）その他農業農村の振興に資するメニューの提案

イ 地域住民との交流活動を 5 日以上行うこと。

(2) 活動状況の報告

ア 活動地域の市町村との連携

活動の成果を地域へ共有・還元するため、関係する市町村役場をはじめとする地元住民等との打合せの場を 2 回（活動開始時及び年度末）以上設け、地元からの要望のすり合わせや、活動予定及び状況の共有・報告をすること。

イ 活動状況の報告

活動内容・目的および活動計画が当初より変更となる場合、変更が明らかになった時点で県へ協議すること。

ウ 中間報告の実施

やま・さと応縁隊は、県が開催する中間報告会に出席して、それまでの活動成果を発表する。原則として、発表は学生が行うものとする。

エ 成果発表の実施

やま・さと応縁隊は、県が開催する成果発表会に出席して、活動成果を発表する。原則として、発表は学生が行うものとする。

オ 成果品（活動調査報告書）の提出

提出する活動調査報告書は、A4 版 15 ページ以上（Word 又は PowerPoint）とし、印刷物 1 部及び電子データ（CD-R または DVD-R）を提出すること。

活動調査報告書には、活動内容（日時、活動人数、具体的な活動内容）、活動成果、活動の写真 10 点以上、を記載すること。

電子データには、活動により撮影した写真をできる限り記録すること。

6 地域住民・地元自治体との関わり、法令等の遵守

- (1) やま・さと応縁隊が地域で活動するにあたっては、地域住民や地元自治体等の意見を尊重し、交流活動に係る地域住民等のもとより、周辺住民にも誠意を持って接することとする。
- (2) 活動調査を行うにあたっては関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。活動調査に必要な各種手続きは、やま・さと応縁隊が滞りなく行うこと。

7 業務の完了報告

業務完了後 10 日以内に業務完了報告書（別記様式第 1 号）及び経費報告書（別記様式第 4 号）を提出すること。

8 委託費の扱い

原則として、委託事業終了後に業務完了報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、前金払いにより支払うものとする。ただし、協議の上、必要があると認めた場合には前金払いをすることができるものとする。

9 その他

- (1) 活動調査の成果品に関する権利は県に帰属する。
- (2) 仕様書に明示の無い事項・疑義又は不測の事態が生じた場合は、県と受託大学等の双方の協議により決定するものとする。